

1 委託業務名

令和4年度三原市シティプロモーション推進事業（戦略的ブランド確立事業）業務

2 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 業務の目的

三原市（以下「本市」という。）では、平成31年度策定の三原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、並びに令和2年度策定の三原市シティプロモーション戦略（以下「戦略」という。）に基づき、移住定住人口、関係人口及び交流人口の増をめざし、市民や企業、市役所が一体となってまちの魅力づくりに取り組み、そのプロセスや共創した魅力を戦略的・効果的に情報発信し、市民のまちへの愛着や誇りを醸成するとともに、市外において魅力的な地域であるとの認知獲得を図る。

ついては、この取組を推進するため、専門的な知識や豊富な実践経験による助言を行うアドバイザーとしての役割と、三原の魅力づくりなどの実践的な活動ができ、プレイヤーとしての役割を担う民間事業者に委託する。

4 委託業務の内容

(1) アドバイス業務

戦略に基づき、これまで実施してきた取組の方針や内容を理解し、市が取り組む次のシティプロモーション推進事業（以下「事業」という。）について、まちの魅力づくりや効果的な情報発信、メディア露出などマーケティングコミュニケーションに関する専門的な知識や知見による助言や監修を行う。

ア 「みんなで創るまち三原」プロジェクトの推進

市民や企業、市役所など様々な主体が一体となり、「選ばれるまち」となるための魅力づくりに取り組む「みんなで創るまち三原」プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を推進する。

イ 庁内関係部署の連携を図るプロジェクトチームの運営

若手職員を中心に構成する庁内横断的なプロジェクトチームによる、市民や企業等が主体となって取り組むプロジェクトへの参加・支援や、チームが主体となってプロジェクトに取り組み、その情報発信を行う。

ウ 関連施策に連動したシティプロモーションの実施

戦略に基づいたプロジェクトやプロジェクトチームによる取組を、本市が実施する移住定住施策、交流・関係人口施策等と連動させ取り組むとともに、市内外への情報発信を実施する。

エ 次期戦略策定に向けた方針・方向性の検討

現戦略の計画期間が令和5年度で終了するため、新戦略の策定に向けて、これまでの成果や進捗状況を踏まえ、今後のシティプロモーションをさらに飛躍させるための方針や方向性を検討する。

(2) 企画・実践業務

戦略に基づき、これまで実施してきた取組の方針や内容を理解し、市が取り組む次の事業について、まちの魅力づくりや効果的な情報発信等につながるよう企画・実践及びサポートする。

ア 「みんなで創るまち三原」プロジェクトの推進

市民や企業、市役所など様々な主体が一体となり、選ばれるまちとなるための魅力づくりに取り組むプロジェクトを推進する。また、様々なプロジェクトが創出されることを目的とした市民座談会を開催するなど、市民や企業等とのつながりを強化する。

イ 庁内関係部署の連携を図るプロジェクトチームの運営

若手職員を中心に構成する庁内横断的なプロジェクトチームによる、市民や企業等が主体となって取り組むプロジェクトへの参加・支援や、チームが主体となってプロジェクトに取り組み、その情報発信を行う。

(3) プロモーション業務

ア 広報戦略課における市内外へのプロモーション

広報戦略課が実施する市内への広報（ケーブルテレビ、コミュニティFM、広報誌）や、市外に向けた情報発信（プレスリリース、フィルムコミッション、メディアキャラバン等）に対して助言やサポートを行うとともに、効果的なプロモーションを企画・実施し、市内外に本市のシティプロモーションの取組を浸透させる。

イ 専用サイトの構築・運用管理

シティプロモーションの取組を幅広く発信する専用サイトを構築し、各プロジェクトやその取組の過程を市内外へ情報発信する。

(4) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を構築し、各業務の実施に当たって、責任者を配置し、役割分担及び連絡体制を明らかにすること。責任者は、本業務の実施に当たって、市担当者とのミーティング（月1回以上）や必要な打ち合わせを随時行うこと。

(5) 効果測定及び評価

本事業における効果測定指標として、民間調査（地域ブランド研究所実施「地域ブランド調査」）による「都市認知度」「情報接触度」及び市への移住定住相談者における本市のシティプロモーションの認知度を掲げており、その他活用できる調査等や効果的な効果測定の実施を支援すること。

(6) 相乗効果が期待できる独自提案

本業務に加え、本市のシティプロモーションをより盛り上げ、多くの人に本市が注目されるような提案、また、相乗効果が期待できる提案を行うこと。

(7) 年間の事業計画書及び月次報告書の作成

契約締結後、年間の事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。また、翌月に前月の月次報告書を提出すること。なお、3月分は3月31日までに提出すること。

5 事業費

委託料上限額 5,500 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 契約

(1) 契約方法

随意契約による。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に準ずる。）

(2) その他

特別の事情が生じた場合は発注者と受注者が協議のうえ、委託条件等を変更できることとする。

7 実績報告書

事業実施後において、事業実績報告書を作成し、提出すること。

8 その他

(1) 受注者は、三原市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに三原市に報告し協議を行い、その指示を受けること。

(3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず三原市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(4) 受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。

(5) 受注者から引き渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、三原市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。

(6) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(7) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。